

島根県公共事業再評価 対応方針（案）

作成日 令和5年6月

番号	事業概要・事業主体等	事業の進捗状況	事業採択時の状況及び社会情勢の変化等	事業効果	環境への配慮 事業を中止した場合の影響	今後の県の方針案
15	(事業概要) (事業主体の根拠) (事業名・地区) 新内藤川 広域河川改修事業 (事業位置) 出雲市大津町、上塩 治町、高松町、古志 町地内 (事業費) 46,667,000 千円 (事業概要) 全体延長 L=21.22km 新内藤川 L=8.8km 赤川 L=5.41km 塩治赤川 L=2.71km 午頭川 L=4.30km 築堤、掘削、護岸、 橋梁、樋門 (事業主体の根拠) 河川法第9条2項 (再評価区分) ④再評価実施後 5 年経過し継続中 (担当部課名) 土木部河川課	(事業採択・着手・完了予定年 度、経過年数) (進捗状況と今後の見込み) (事業採択・着手・完了予定年 度、経過年数) 事業採択年度:1985(S60)年度 用地着手年度:1986(S61)年度 工事着手年度:1989(H元)年度 完了予定年度:2038(R20)年度 経過年数:34年 (進捗状況と今後の見込み) 令和5年当初までの事業費で進捗率を記載 進捗率:77% 用地:82% 工事:71% 令和20年度完了予定	(事業導入の経緯・目的) 新内藤川流域の上流部には、 出雲市の中心市街地があるが、 元々農耕地排水路であり、川幅 は狭く緩勾配で流下能力が低い ため、氾濫しやすく、近年の都 市化の進行により、被害が拡大 し、早急な河川改修が必要とな った。 (事業を取り巻く社会情勢) 北部区画整理事業の完成と付 随する道路網の整備、平成19年 12月の国道9号出雲バイパスの 開通により、流域の都市化が進 行している。 ソフト対策として、島根県水 防情報システムにより雨量、水 位や河川カメラ映像を配信し、 防災意識の向上を図っている。 (事業に対する地元情勢・計画 の熟度) 令和2年度までに重点整備を 進めた結果、令和3年7月豪雨 では被害を軽減した一方で、未 だ浸水被害は解消されていない ことから、改修工事の早期実施 に強い要望がある。	(費用対効果) b/c=12.38 (費用対効果) 事業の実施にあたって は、残土の有効利用等のコス ト削減に努める。 段階的施工により事業 効果の早期発現を図る。 (その他の効果) 河川改修にあわせて公 共下水道の雨水幹線が整 備されることにより、さら なる土地利用の高度化が 図られ、地域振興に大きく 貢献する。 市街地におけるオープ ンスペースとしての機能 やふれあいの場、安らぎの 場としての機能を確保す る。	(生活環境・自然環境への影響) 環境配慮の取組状況 ・共通配慮事項 別添『取組シート』のとおり (事業を中止した場合の影響) 現況流下能力が極めて小さく、浸 水被害が頻発する可能性が高い。 ・浸水被害履歴 S39、47、56、58、H8、9、10、 13、21、25、R3 S58:床上140戸、床下283戸、 浸水面積909ha H9:床上27戸、床下123戸、 浸水面積458ha H10:床上29戸、床下153戸、 浸水面積433ha	(継続・中止) (方針案) 継続 (継続・中止の理由) 現況流下能力が低 く、浸水被害の解消 が図れないことから、治水対策を継続 することは必要であ る。

※環境への配慮欄の『個別配慮事項』は、『環境への配慮』取組シートの個別の配慮事項を概略で記載する。

新内藤川 広域河川改修事業

河川概要

新内藤川流域は斐伊川と神戸川に挟まれた出雲平野を流域とし、上流部には出雲市の中心街が広がり、中流部から下流部には水田地帯の中に住宅地が点在している。元々農耕地排水路であり、川幅が狭く、河床勾配が緩いため、近年の都市化の進行により被害が拡大し、浸水被害がたびたび発生している。

昭和39年7月及び昭和47年7月豪雨を受けて、昭和60年に河川改修に着手した。

事業概要

- 概ね50年に1回（午頭川は30年に1回）の確率で発生する降雨による洪水を安全に流下させるため、築堤、掘削などの河川改修を行う。
- 河床掘削により環境への影響を最小限に抑えるとともに、土堤護岸を基本とした多自然川づくりを図る。



①出水状況(H13.6)



②改修後状況(R5.4)

新内藤川 標準断面図	
凡例	
改修済区間	■
未改修区間	■
想定氾濫区域	□
指定避難所	☖

